

## いじめの重大事態の調査結果報告について（報告）

令和元年6月25日に本委員会に報告した「生命心身財産に関する事案」（通し番号No.5の事案）

- 1 学校 の 認 知 日 令和元年5月24日
- 2 学校から教育委員会への  
重大事態発生報告日 令和元年5月31日
- 3 対 象 児 童 生 徒 小学校2年女子児童
- 4 事 案 内 容 学童保育を利用している対象児童が、児童館の廊下で、同じ学校に通う低学年男子児童から暴言を受け、体を触られた。
- 5 重 大 事 態 の 種 別 いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に該当
- 6 調 査 結 果 関係児童のひとりが対象児童に対して暴言を言ったこと、また関係児童のひとりが他の関係児童に指示し、対象児童の体を触らせたことなどにより、対象児童は苦痛を受けていたことから、重大事態があったものと判断した。
- 7 対 応 状 況
  - ①対象児童への対応  
スクールカウンセラーと面談を行うなど、心のケアを行った。対象児童は転校したことから、転出校と転入校の間で情報共有を行い、引き続きスクールカウンセラーとの連携や対象児童の学習や生活の様子を気遣うなどのサポートを実施している。
  - ②関係児童への対応  
本事案にしっかり向き合い、対象児童の気持ちを気遣い、行ったことを反省するよう指導した。また、夏季休業中は生活の様子を確認したほか、2学期以降も見守りを継続している。
  - ③調査報告書  
法28条に基づく校内いじめ問題対策委員会による事実関係の調査が終了し、調査報告書の内容を対象児童・保護者に説明するとともに、市長に調査結果を報告した。